

第二東京弁護士会および事務局のみなさま

希望者団体生命保険のおすすめ

(こども特約付団体定期保険)

少ないご負担(掛金)で大きな保障を
(家族ぐるみでご加入を)

この制度のすぐれた内容・特色

- インフレに対処しやすい
保険期間が1年ですから、経済の変動に対処しやすい。
- お手頃な掛金
保障のみを目的とした掛け捨て方式です。
- 加入手続きが簡単
加入資格に該当していれば医師による診査なしで加入できます。(告知書扱)
- 配当金
1年毎に収支計算を行い剰余金があれば配当金として加入者に還元されますので、実質掛金は軽減されます。

団体定期保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込ください。

申込方法

- ・新規加入される方は、申込書兼告知書(空色)および預金口座振替依頼書をご提出ください。
- ・継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

申込締切日 平成21年10月15日(木)

団体定期保険 ご契約内容【契約概要】

この『団体定期保険 ご契約内容【契約概要】』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細につきましてはパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。ただし、引受保険会社が定める所定の条件を満たさない場合、保険契約は更新できません。

2. 主なお支払事由

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

- 被保険者が保険期間中に、死亡された場合
- 被保険者が責任開始の日以後に生じた傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合

お支払事由に該当し保険金等をお支払いした場合には、その保障は消滅します。
高度障害保険金と死亡保険金とは重複してお支払いしません。

3. お引受条件・保障内容

加入資格や保険金額、付加された特約の内容は企業・団体ごとの制度内容により異なります。
詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

4. 保険料

保険料は、毎年更新時に加入状況、加入者の年齢・性別に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も企業・団体ごとの制度内容により異なります。
詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

5. 配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

6. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

7. 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

団体定期保険に関する特に重要なお知らせ

【注意喚起情報】

この「団体定期保険に関する特に重要なお知らせ【注意喚起情報】」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。また、その他詳細につきましては、パンフレット等の該当箇所を必ずご参照ください。

1. ご加入お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はございません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等についてはパンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み（新規加入・増額）ください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期について

ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。高度障害保険金は、責任開始の時以後に生じた不慮の事故または疾病により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合について

■責任開始期前の疾病や災害を原因とするとき

【ご注意】ご加入（増額）の際は、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容をご確認（以下、このご確認を「告知」といいます。）のうえ申し込みいただきますが、責任開始期前の疾病や災害を原因とする場合には、告知いただいている内容に関わらず、高度障害保険金のお支払いはできません。

■次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできません。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

死亡保険金	①被保険者が加入日（増額日）から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について） ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
高度障害保険金	①被保険者の故意によるとき ②保険契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき

・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

・団体（保険契約者）から保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき

・加入（増額）の際に、詐欺の行為があった場合や保険金の不法取得目的の行為があった場合に、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が無効となったとき

5. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<http://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

7. ご照会・ご相談窓口

◎制度内容等に関するご照会、ご相談は、パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

◎告知に関してご不明な点がある場合等は明治安田生命保険相互会社の下記窓口までご照会ください。

<ご照会先> 明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く） 9:00 ~ 17:00

※（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

詳しくは、ホームページアドレス「<http://www.seiho.or.jp/>」をご覧ください。

8. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、速やかに団体窓口にご連絡ください。

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

希望者団体生命保険

<こども特約付団体定期保険>

加入資格

本人とは第二東京弁護士会所属弁護士および第二東京弁護士会事務局職員の方です。

本人…申込書記載の告知内容に該当し、平成21年12月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方
(継続は満80歳6カ月までの方)

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成21年12月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方(継続は満80歳6カ月までの方)

こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、平成21年12月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

第二東京弁護士会所属弁護士と第二東京弁護士会事務局職員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

加入取扱いに関するご注意

- ・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・こどもの保険金額は本人の保険金額以下で配偶者は1,000万円、こどもは300万円が限度です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

保険期間

平成21年12月1日から平成22年11月30日までの1年間です。

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。

継続加入の取扱い

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出します。

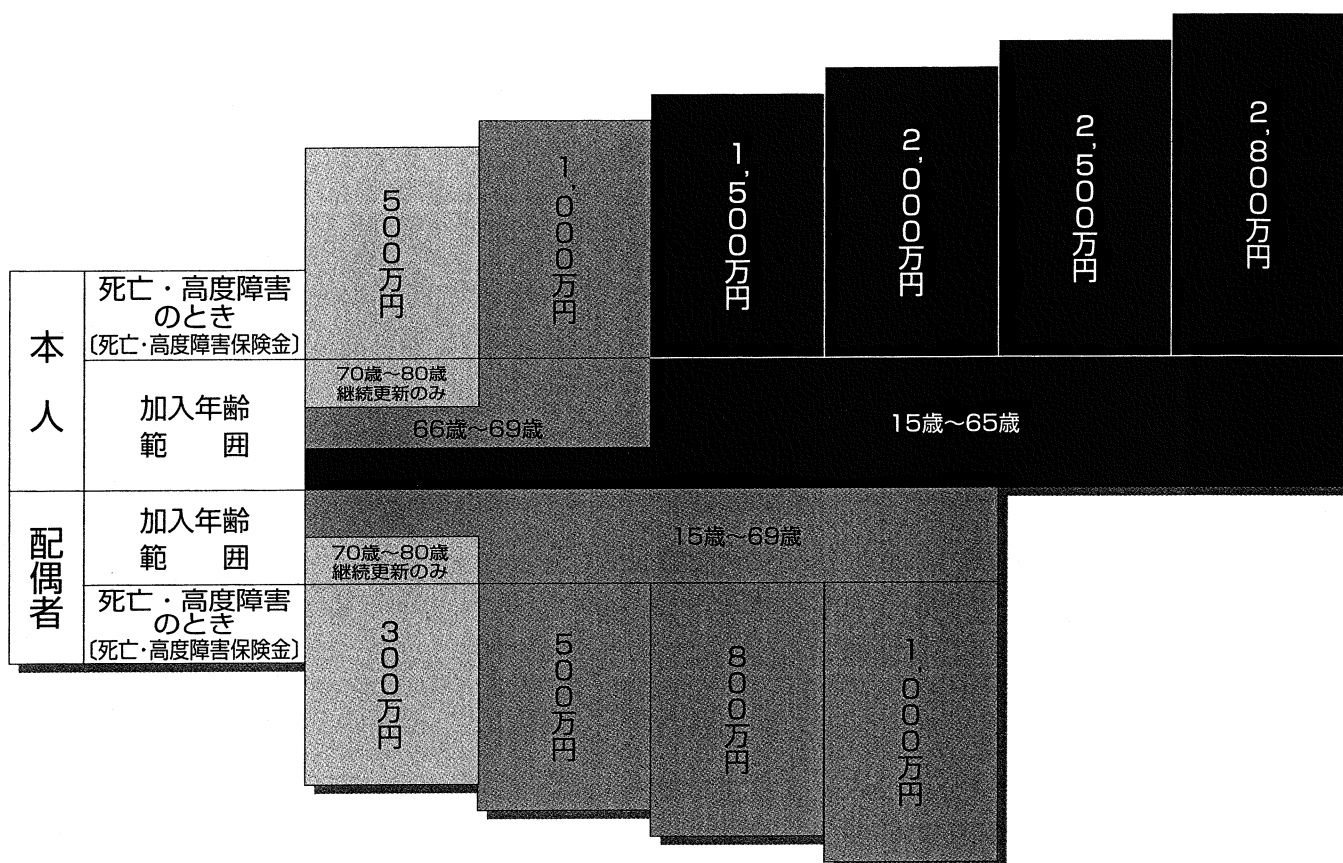


〔年に一度のこのチャンスです!! この機会にご加入をおすすめします。〕

保 険 金 死亡・高度障害保険金

(1) 本人：保険金は、2,800万円を最高とし、ご加入される年齢に応じて以下の6種類の中からお選びいただけます。

(2) 配偶者：保険金は、本人の保険金額以下で4種類の中からお選びいただけます。



※70歳以上の方は新規加入できません。

子ども	年 齢	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)
	3歳~22歳迄	300万円

※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6ヵ月を超え40歳6ヵ月までとなります。(例)保険年齢40歳=平成21年12月1日現在39歳6ヵ月を超え40歳6ヵ月まで
該当する年齢区分が変更となる場合、保険料は前年度から変更になります。

掛金のお支払方法

掛金は半年払とし、次ページ以降の「保険金と掛金」の金額を、毎年12月、6月の各27日(休日の場合は翌日)に口座振替いたしますので、新規加入の申込書ご提出の際に「預金口座振替依頼書」をご提出ください。口座振替利用で初回引去りができない場合は、翌月27日に再度口座振替を行います。

ただし、2ヵ月連続して払込みがない場合は、脱退扱いとなり保障がなくなりますのでご注意ください。(払込方法が口座振替以外でも同様です)。

保 険 金 と 掛 金

(年2回払 6カ月分掛金)

1. 本人 69歳まで

平成21年12月1日現在

(単位 円)

保険年齢 歳	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害 保険金) この間に 生まれた方	性別		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	2,800万円
		男性	女性						
15~35	S49.6.2 ~H7.6.1	男性		3,240	6,480	9,720	12,960	16,200	18,144
		女性		1,980	3,960	5,940	7,920	9,900	11,088
36~40	S44.6.2 ~S49.6.1	男性		4,350	8,700	13,050	17,400	21,750	24,360
		女性		3,330	6,660	9,990	13,320	16,650	18,648
41~45	S39.6.2 ~S44.6.1	男性		5,940	11,880	17,820	23,760	29,700	33,264
		女性		4,140	8,280	12,420	16,560	20,700	23,184
46~50	S34.6.2 ~S39.6.1	男性		8,760	17,520	26,280	35,040	43,800	49,056
		女性		5,700	11,400	17,100	22,800	28,500	31,920
51~55	S29.6.2 ~S34.6.1	男性		13,170	26,340	39,510	52,680	65,850	73,752
		女性		7,830	15,660	23,490	31,320	39,150	43,848
56~60	S24.6.2 ~S29.6.1	男性		19,140	38,280	57,420	76,560	95,700	107,184
		女性		9,600	19,200	28,800	38,400	48,000	53,760
61~65	S19.6.2 ~S24.6.1	男性		28,050	56,100	84,150	112,200	140,250	157,080
		女性		13,200	26,400	39,600	52,800	66,000	73,920
66~69	S15.6.2 ~S19.6.1	男性		46,320	92,640				
		女性		20,250	40,500				

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。ただし、こどもについては正規掛金です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えは効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6カ月を超え40歳6カ月まで

(例) 保険年齢40歳=平成21年12月1日現在39歳6カ月を超え40歳6カ月まで

該当する年齢区分が変更となる場合、掛金は前年度から変更になります。

※上記掛金には制度運営費として、2%の事務費が含まれています。

保 険 金 と 掛 金

(年2回払 6ヵ月分掛金)

2. 本人 (70歳～80歳) 死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金) 500万円

平成21年12月1日現在

保険年齢	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
この間に生まれた方	S14.6.2 ～S15.6.1	S13.6.2 ～S14.6.1	S12.6.2 ～S13.6.1	S11.6.2 ～S12.6.1	S10.6.2 ～S11.6.1	S9.6.2 ～S10.6.1	S8.6.2 ～S9.6.1	S7.6.2 ～S8.6.1	S6.6.2 ～S7.6.1	S5.6.2 ～S6.6.1	S4.6.2 ～S5.6.1
性別	男性 46,320	62,160	68,340	75,150	82,860	91,740	101,910	113,310	125,760	140,100	156,270
	女性 20,250	26,640	29,580	32,940	36,840	41,340	46,470	52,410	59,250	67,080	76,110

(単位 円)

3. 配偶者

死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	この間に生まれた方	保険年齢										
		15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～69歳			
300万円	女性	1,188	1,998	2,484	3,420	4,698	5,760	7,920	12,150			
	男性	1,944	2,610	3,564	5,256	7,902	11,484	16,830	27,792			
500万円	女性	1,980	3,330	4,140	5,700	7,830	9,600	13,200	20,250			
	男性	3,240	4,350	5,940	8,760	13,170	19,140	28,050	46,320			
800万円	女性	3,168	5,328	6,624	9,120	12,528	15,360	21,120	32,400			
	男性	5,184	6,960	9,504	14,016	21,072	30,624	44,880	74,112			
1,000万円	女性	3,960	6,660	8,280	11,400	15,660	19,200	26,400	40,500			
	男性	6,480	8,700	11,880	17,520	26,340	38,280	56,100	92,640			

(単位 円)

4. こども1人につき死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金) 300万円

生年月日	こども	
	自	至
S62.6.2～H19.6.1	3歳～22歳	一律1,412

(単位 円)

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。ただし、こどもについては正規掛金です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日 (契約応当日) 時点の40歳の保険年齢は39歳6ヵ月を超え40歳6ヵ月までとなります。

(例) 保険年齢40歳=平成21年12月1日現在39歳6ヵ月を超え40歳6ヵ月まで

該当する年齢区分が変更となる場合、掛金は前年度から変更になります。

※年齢によって加入金額の限度がありますのでご注意ください。

※年齢ランク変更により、すでにご加入の保険金額が限度額を超える場合は新限度額に減額して頂きます。

※申込書兼告知書には本人・配偶者の各自ご本人が記入してください。

※掛金 (こどもを除く) には制度運営費として、2%の事務費が含まれています。

5. 配偶者 (70歳～80歳)

保険年齢	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	12,150	15,984	17,748	19,764	22,104	24,804	27,882	31,446	35,550	40,248	45,666
300万円	27,792	37,296	41,004	45,090	49,716	55,044	61,146	67,986	75,456	84,060	93,762

(単位 円)

「高度障害状態」に関する補足説明

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金のご請求について〉

- ・保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受保険会社にご請求ください。
- ・支払事由発生時から3年間を経過しますと、そのお支払ができなくなりますのでご注意ください。
- ・ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ・ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。
- ・被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受保険会社にご通知ください。

生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約（*）を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構（<http://www.seihohogo.jp>）をご覧ください。

（*）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

個人情報に関する取扱いについて

契約者と生命保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

— 死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意ください —

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

～希望者団体生命保険～（団体定期保険）のお取扱いについて

団体定期保険について

◆保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お支払額	保険金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときにお支払いします。	死亡保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合にお支払いします。 <高度障害状態とは> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃく機能の機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	死亡保険金額と同額	被保険者

当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。

！ つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料もお返ししません。）

死亡保険金	①被保険者が加入日（増額日）から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について） ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金	①被保険者の故意によるとき ②保険契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

なお、告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき

- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 加入（増額）の際に、詐欺の行為があった場合や保険金の不法取得目的の行為があった場合に、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が無効となったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、加入（増額）日からの年月にかかわらず詐欺としてご契約またはご契約のその被保険者に対する部分を無効とさせていただきます。）
- などの場合も、保険金等のお支払いはできません。

税法上の取扱い

保険料（掛金から制度運営費および配当金があればそれを差し引いた額）は、年末調整の際、一般の生命保険料控除の対象になり、住民税・所得税が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

本人の死亡保険金は500万円に法定相続人数を乗じた額が非課税となります。ただし受取人が法定相続人に該当する場合は、（相続税法第12条）

本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。（所得税法第34条）

また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

高度障害保険金は非課税です。（所得税法第9条）

なお、掛金（子どもを除く）には制度運営費として、2%の事務費が含まれています。

配当金の支払い

この保険は1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

お問い合わせは事務局総務課へ 電話 03 (3581) 2264

この制度は生命保険会社と締結した子ども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

引受保険会社 **明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 電話03 (3283) 8172**

日本生命保険相互会社

第一生命保険相互会社

MY-A-09-団-004426

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。